

(案)

「酔魚研究会（仮称）」の開催要領

国立研究開発法人水産研究・教育機構

1. 名称

「酔魚研究会（仮称）」とする。

2. 目的

本研究会は、酒粕等酒造副産物を餌などに利用した「よっぱらい魚」をコンセプトとして、養殖業における技術的課題（ニーズ）の発掘及び問題解決を目指し、産学横断的な情報交換等により、養殖業ならびに水産業の振興に資することを目的とする。

3. 会議内容

参加者の協調ベースでの取組を基本として、

- ①「よっぱらい魚」に関心を持つ者の情報交換、交流等の場の設定。
- ②「よっぱらい魚」に関する情報の収集及び発信。
- ③技術的課題の解決に向けた方策の検討。

等の活動を行う。

4. 参集範囲

「よっぱらい魚」に関心を持つ者

5. 事務局等

水産研究・教育機構本部 水産業成長産業化推進室に事務局を置く。

6. その他

- 1) 本要領に定められていない事項については別途協議することとする。
- 2) 本要領を、平成30年 月 日より施行する。